

保護者用（令和6年8月22日版）

那覇市就学前教育保育施設における災害時対応ガイドライン【Q&A】

	Q：質問	A：回答	カテゴリー
1	市が発令する避難情報等警戒レベル（以下、「警戒レベル」という。）発令前に、施設は、休園措置を行うことはありますか。	施設の所在する地域の状況、防災気象情報等から、施設長が危険と判断した場合、警戒レベルの発令を待たず、休園措置を行うことができます。	【すべての災害】
2	どのような場合に、施設は臨時休園の措置を行うのですか。	「ガイドライン」の臨時休園の基準に基づき、施設長が判断します。 また、臨時休園の基準に該当しないが、施設に被害があったり、保育可能な職員体制等が確認できない場合等、施設長が施設の運営が困難と判断した場合、こども教育保育課と協議の上、今後の対応を決定することになっています。 （参照：「ガイドライン」 6 施設の運営が困難な場合の対応について）	【すべての災害】
3	なぜ、警戒レベル3（高齢者等避難）以上が、臨時休園の基準になるのですか。	警戒レベル3（高齢者等避難）の高齢者等には、乳幼児が含まれます。警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令されたということは、今後、更なる危険が迫ることも想定されます。避難に時間を要する乳幼児は、安全を第一に考え、早めの避難行動をとることが必要と考えます。	【すべての災害】
4	警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令された場合、各施設はどのような対応をとるでしょうか。	施設が所在する地域が、危険箇所（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、浸水洪水想定区域、津波災害警戒区域等）に指定されているかまたは危険箇所と同等の対応必要か否かで異なります。「ガイドライン」で基準を示しておりますのでご確認ください。	【すべての災害】
5	施設が安全な場所である場合は、そこに留まっていという考え方ですか。	施設の立地条件によって、施設外に避難する必要がある場合や、垂直避難を含め施設内が安全なため、施設に留まって保育を継続したほうがよい場合があります。ハザードマップで施設が、危険箇所または危険箇所と同等の対応が必要かどうかの確認、防災気象情報、地域の状況等を注視したりしながら、施設長が判断します。	【すべての災害】
6	警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令されました。お迎えはどうなりますか。	例えば、大雨等で水かさが増した場合やその恐れがある場合等、保護者自身が危険にさらされることが想定されます。 その場合は、施設周辺の道路状況等の安全及び保護者の安全が確認ができないということになりますので、施設長がお迎えの依頼をすることは適切でないと考えます。	【すべての災害】
7	保育中に、気象庁より津波警報・大津波警報が発表されました。施設は、どのような対応をとるのでしょうか。	津波警報・大津波警報が発表された時点で、施設は、市の警戒レベルの発令を待たず、通常保育を中止して、即時、安全確保・避難行動を行います。 ただし、想定する津波の高さに比べて施設の所在する地域の海拔が高い場合等、施設が安全と判断される場合は、防災気象情報等を注視し、地震に対する備えも図りながら、施設長の判断で、保育を継続する場合もあります。	【津波】
8	気象庁発表の津波警報・大津波警報が、津波注意報に引き下げられた場合や、避難指示が解除された場合は、施設はどのような対応をとるのでしょうか。	津波注意報発表中は、施設は、安全確保・避難行動は継続しています。津波注意報解除かつ避難指示が解除された場合は、原則、開園・保育再開することになっております。	【津波】
9	保育中に、地震による大きな揺れがありました。施設は、どのような対応をとるのでしょうか。	大きな揺れを感じた時は、直ちに安全確保を行い、余震に警戒しながら避難行動を行います。地震に伴い、津波や火災が発生する場合も想定されますのでそれらの災害にも備えます。 地震の規模にもよりますが、施設は、防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら、原則、開園・保育を継続します。	【地震】
10	警戒レベルが解除になりました。施設はどのような対応をとるのでしょうか。	警戒レベルが解除された場合、原則、開園・保育再開となります。 施設及び施設周辺の道路状況等の安全を確認し、安全が確認できた場合には、施設長は、速やかに開園・保育再開をすることになっており、開園時間等について、職員から保護者に連絡がきます。	【すべての災害】
11	危険箇所（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域等）は、どのように確認したらいいですか。	那覇市防災マップ、なはMAPで確認できます。 また、なはLINEにあります、ハザードマップ検索機能を使うと確認できます。	【すべての災害】

※市：那覇市災害対策本部